

埼玉県土地利用基本計画（計画書）（案） に対する意見と対応

- | | | |
|---|-----------------------|-------------|
| 1 | 国土利用計画審議会委員 意見 | p. 1 |
| | (第76回国土利用計画審議会における意見) | |
| 2 | 国 意見 | p. 2 |
| 3 | 市町村長 意見 | p. 3 |
| | 計画案の基本的な考え方に関する意見 | p. 4 ~ p.5 |
| | その他記載内容に関する意見 | p. 5 ~ p. 9 |
| | 文言・表現に関する意見 | p. 9 ~ p.11 |

令和6年1月23日（火）の第76回国土利用計画審議会において、計画案について意見を伺った。

◆計画案の修正に係る意見

No.	市町村	該当箇所	頁	意見・理由	意見に対する回答
1	中屋敷委員	<p>第2 五地域区分が重複している地域の土地利用調整方針</p> <p>1 「第1 土地利用の基本方向」を踏まえた調整方針</p> <p>(1)住宅及び都市機能増進施設の立地指導</p>	13	<p>計画案の「第2 1(1)住宅及び都市機能増進施設の立地誘導」において、「また、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域などの災害レッドゾーンの土地には原則として立地しないものとし、…」と記載しているが、「原則として」は不要ではないのか。</p> <p>理由：イエローゾーンにも「立地しないことを基本とし…」と記載しており、レッドゾーンと差別化されていないように見える。</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p> <p>「また、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域などの災害レッドゾーンの土地には原則として立地誘導しないものとし、同法の土砂災害警戒区域や水防法に基づく浸水想定区域などの災害イエローゾーンの土地については、立地誘導しないことを基本としつつ、災害リスクに応じた対策を講ずる場合には立地できるものとする。」</p> <p>なお、災害レッドゾーン、イエローゾーンの定義を用語集に追加しました。 (用語集に追加するため、「〇〇法に基づく」は削除)</p>

令和6年3月18日（月）に国土交通大臣に意見照会した。

令和6年4月18日（木）回答 意見無し

令和6年2月21日（火）から4月8日（月）までの期間で、
県内63市町村長に意見を伺った。

◆意見件数 13市町から43件

意見種別	件数
計画案の基本的な考え方に関する意見	11件
その他記載内容に関する意見	8件
文言・表現に関する意見	24件
合計	43件

計画案の基本的な考え方に関する意見 1/2

各意見に対する共通の回答

- 第5次埼玉県国土利用計画における基本的な考え方は以下のとおりです。
 - ①住宅や都市機能については、中心拠点や生活拠点などに誘導することとしております。
 - ②工業・流通業務施設については、「豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを引き続き積極的に推進する」方針で、その手法は計画開発を基本としております。
 また、都市計画法第34条第11号及び第12号による区域指定制度については、良好で計画的なまちづくりという視点などを踏まえ、災害リスクを考慮して慎重に運用するものとするとしております。
- これら第5次埼玉県国土利用計画の考え方を踏まえた土地利用基本計画の計画案の基本的な考え方は以下のとおりです。
 - ①住宅等については、人口減少社会において、中心市街地で未利用地や空き家の増加などが懸念されるため、都市再生特別措置法に基づく居住誘導区域又は都市機能誘導区域内に誘導する方針としました。なお、非線引き都市計画区域においても、用途地域が定められていない区域への拡大を抑制し、既存の用途地域が定められている区域に誘導することとしました。
 - ②工業・流通業務施設については、農地や森林などの自然的土地利用から転換する場合、周辺の豊かな田園環境と調和するよう慎重に配慮し、基盤が整った良好な市街地を形成するため、市街化区域への編入や非線引き都市計画区域では用途地域の指定を基本としました。
- なお、土地利用基本計画は、土地利用の原則等を定めるものであり、個別規制法における例外規定まで定めるものではありません。

N o.	該当箇所	頁	市町村	意見・理由	補足回答
1	-	-	入間市	埼玉県土地利用計画(案)は全般に渡って理想的な内容と思慮しますが、許認可事務を取り扱う立場としては、都市計画法の各種基準に合致している場合、その立場の抑制が出来ない事をご理解頂きたいと考えます。	
2	3 土地利用の原則 (↓)都市地域	6	春日部市	<p>以前、記載されていた、「開発区域の周辺における市街化を促進する恐れがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為など特定の場合を除いて」といった記載が削除された意図と、記載の変更による今後の都市計画決定手続き及び農林調整への影響があればご教示願います。</p> <p>(理由) これまで検討してきた結果、市街化区域への編入などが必要で、編入に向けて進めている事業もあり、それらの都市計画決定手続きや農林調整への影響を懸念しています。 変更案のとおりとなった場合、これから進められる農林調整において、調整事項の極端な増加や、そもそも編入自体が不可能になるといった事態は発生しますか。適切な整理・検討がなされていれば、手続きは進むという認識でよろしいでしょうか。 当市の変更案として、本変更案のように強い表現ではなく、前回のものに近い表現を追加していただくことが望ましいと考えます。</p>	共通の回答のとおり
3	4 ゾーンの土地利用の原則 (↓)県南ゾーン	9		<p>市街化調整区域にあつては市街化区域への編入を基本とあるが、これは、種々の検討の結果、市街化調整区域の地区計画および法第34条第12号を指定が適切となった場合、本規定が妨げとなる場合があるか。</p> <p>(理由) 当市では、市街化調整区域での土地利用を検討する場合、基本的には市街化区域への編入をすることと考えていますが、現況の土地利用の状況や、土地利用のニーズに対応するため、市街化区域に編入する以外の土地利用手法もあわせて検討をしているところです。 本規定が、市街化調整区域の地区計画および法第34条第12号の検討を原則不可とするものか、適切な整理・検討がなされれば可能となるかを確認できればと考えています。</p>	

計画案の基本的な考え方に関する意見 2/2

No.		頁	市町村	意見・理由	補足回答
4	3 土地利用の原則	(1)都市地域	5	<p>工業・流通業務施設を市街化調整区域に立地誘導する際、「市街化区域への編入を基本」とする旨の記述があるが、①削除又は②「個別事情を鑑みその他の開発手法も含め柔軟に対応する。」旨を追記いただきたい。</p> <p>(理由) ①本計画は、本県における誘導すべき土地利用の方針を示すものであることから、誘導手法のようなより具体的な表現はまちづくり埼玉プラン等に委ねてはどうか。 (なぜ今回の見直しから、記載することになったのか。)</p> <p>②多様な地域性を有する本県においては、各自自治体の財政規模、面積、土地利用状況、開発ニーズ等が異なっており、また昨今の本国においては急速な技術発展や大規模災害の頻発化等に伴い、これまで想定されてこなかったような社会的ニーズが生じてきている。土地利用の誘導方法については、これらを踏まえ個別事情を加味しながら最適な手法の検討を行う必要があると思料。 基本の対応(市街化区域への編入)のみを記載してしまうと、その他の手法の取扱いが不明瞭であり、手法を限定し弾力的な運用を妨げることに繋がりがかねないことから、まちづくり埼玉プランP16<工業系>「地域の特性に応じて、地区計画制度などを活用し、秩序ある産業基盤づくりを進めます。」との記載と同様の趣旨を追記したほうがよい。</p>	<p>国土利用計画法では、「土地利用基本計画に即して各個別規制法において土地利用規制その他の措置を講ずること」が規定されているため、「県土地利用の基本方針」や「土地利用の原則」を個別規制法である都市計画法の基本指針の「まちづくり埼玉プラン」に委ねることは適当ではありません</p>
5	4 ゾーン別の土地利用の原則	(1)県南ゾーン (2)圏央道ゾーン (3)県北ゾーン	9 10 11		
6	1「第1 土地利用の基本方向」を踏まえた調整方針	(2)工業・流通業務施設の立地誘導	13		
7	4ゾーン別の土地利用の原則	(3)県北ゾーン	11	<p>都市計画の手法としては用途地域以外にもあり得る為修正を希望します。 【修正案】用途地域→用途地域等</p>	<p>共通の回答のとおり</p>
8		(1)住宅及び都市機能増進施設の立地誘導	美里町		
9			13	<p>白岡市</p> <p>「市街化調整区域に立地を誘導する場合は、市街化区域に隣接する地域又は高速道路インターチェンジや主要幹線道路周辺の地域とし、市街化区域への編入を基本とする。」とあるが、地域未来投資促進法に係る重点促進区域では、市街化調整区域における問題が認められることを入れてはどうか。</p> <p>(理由) 第6次国土利用計画において、工業用地面積を今後10年で1万ha増やす目標としている。 埼玉県においても、地域未来投資促進法の制度を活用し、積極的に工業用地面積の足出を図るべきだと考えるため。</p>	<p>地域未来投資促進法では、重点促進区域において作成する同法第11条に基づく土地利用調整計画について、市街化調整区域に立地しようとする場合においても、都市計画法第6条の2に規定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、都市再生特別措置法第81条に規定する「立地適正化計画」などの「都市計画」の記載事項と整合を図ることとされており</p>
10	1「第1 土地利用の基本方向」を踏まえた調整方針	(2)工業・流通業務施設の立地誘導	13	<p>川越市</p> <p>・既存工業団地内に立地する企業の工場や設備が老朽化しており、建て替え需要があるものの、必要とする基準面積が従来よりも大きくなっていることから、既存工場の敷地内での対応が難しい事例が多くなっている。従業員等の通勤などの人材の確保や、現在の働き方改革の観点から、既存の工場用地の拡張の場合は、農業用地等からの転換の条件を緩和して頂きたい。</p>	<p>共通の回答のとおり</p>
11			13 14	<p>春日部市</p> <p>①「原則として、農用地区域である農業地域…を縮小する土地利用転換は行わないよう調整する」と明記されていますが、現行計画はこのような記載ありません。このような変更に至った理由、今後の市街化区域編入や農林調整への影響がどの程度出るのかご教示願います。 ②上記同様、以前は農用地が優先される程度の書き方であったが、農用地の縮小が原則できない強い記載になっており、今後の市街化区域編入や農林調整への影響がどの程度出るのかご教示願います。</p> <p>(理由) I 土地利用の基本方向 6ページへの意見と同様に、当市では、市街化区域編入に向けて進めている事業について、変更案とすることで調整事業が増えることや、市街化区域の編入ができなくなる事態を懸念しています。 変更案となった場合に、実際の手続きや調整にどの程度影響があるか確認をしたいとともに、例外規定を設けることや、「行わないよう調整する」などではなく「慎重に調整する」などのもう少しやわらかい表現への変更が望ましいと考えます。</p>	

その他記載内容に関する意見 1/3

No.	該当箇所	頁	市町村	意見・理由	意見に対する回答
1	3 土地利用の原則 (1)都市地域	5	八潮市	<p>2段落目の「住宅や都市機能増進施設について」以降について、都市のコンパクト化を図る考えを記載するにあたり、「立地適正化計画」という計画名と概要を入れていいと考える。</p> <p>【現行】都市施設の老朽化の問題に対応するため、住宅や都市機能増進施設については、基本的に災害リスクの低い中心市街地や生活拠点などに誘導するなど、誰もが暮らしやすい 【修正案】都市施設の老朽化の問題に対応するため、住宅及び都市機能増進施設の立地に当たっては、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を作成している市町村については、居住誘導区域又は都市機能誘導区域内に誘導するものとし、立地適正化計画を作成していない市町村においても、立地適正化計画の考え方を踏まえ、市街化区域及び非線引き都市計画区域において用途地域が定められている区域に誘導するなど、誰もが暮らしやすい</p>	<p>この部分は土地利用の原則について記載する部分であるため、具体的な記述はしておりません。重複地域の調整の考え方として重要であるため、第2章で具体的に記載しております。 なお、御意見を踏まえ、以下のとおり文言を一部修正します。</p> <p>(1)都市地域 「都市施設の老朽化などの問題に対応するため、住宅や都市機能増進施設については、中心市街地や生活拠点などに誘導することを基本に、災害リスクが低く誰もが暮らしやすいコンパクトで機能的な都市の形成に配慮しつつ、効率的な利用を図るものとする。」</p>
2			上尾市	<p>「工業・流通業務施設」について、「都市機能増進施設」と同様に注釈等により定義を明確にさせていただきたい。</p> <p>(理由) 「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針(都市整備部産業基盤対策幹・令和4年4月)」や、「地域未来促進法に基づく基本計画(産業労働部企業立地課・令和6年改定予定)」に記載する産業分野との整合を確認したいため。</p>	<p>工業・流通業務施設の定義については、「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針(都市整備部産業基盤対策幹・令和4年4月)」や「地域未来促進法に基づく基本計画(産業労働部企業立地課・令和6年改定予定)」における施設と同様のものと考えています。 なお、上記の2つの計画においても、明確に定義はされておませんが、対象業務としては、製造業だけでなく研究所や流通加工施設を含みます。</p>
3	(2)農業地域	7	鴻巣市	<p>川面調整池の件について、計画(等)に基づき整備するということで良いか。自然災害対策であれば、2ページで土地利用についてもふれるべきではないか。</p>	<p>2ページは課題及び現状を記載しており、御指摘の部分については3ページに記載しておりますため、原案どおりとさせていただきます。</p>
4	4 ゾーンの土地利用の原則 (2)圏央道ゾーン	9,10	川越市	<p>・県北ゾーンは、北部地域と秩父地域に分かれている。圏央道ゾーンについても、いくつかの地域に分けて土地利用の原則を検討していただきたい。</p> <p>(理由) 「地域の区分は、都心からの距離を基本とし、更に自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して県南ゾーン、圏央道ゾーン、県北ゾーンを設定した。」とされており、圏央道ゾーンは、東京都心から30キロから60キロ未満で区分けされている。川越市域は東京から30キロ圏内で、高速道路や幹線道路が通る平野部であり、50～60圏内の山間地域と比較すると状況は明らかに異なっている。このため、圏央道ゾーンをいくつかの地域に区分して、ち密に土地利用の原則を検討していただきたいと考えるため。</p>	<p>県北ゾーンは平野が中心の北部地域と、原生林が中心の秩父地域とに土地利用が分かれているため区分しております。 一方、圏央道ゾーンについては、東京からの距離によって明確には平野と山間地域とに分かれていないため、区分していません。そのため原案どおりとさせていただきます。</p>

その他記載内容に関する意見 2/3

No.	該当箇所	頁	市町村	意見・理由	意見に対する回答
5	4 ゾーン別の土地利用の原則 (2)圏央道ゾーン	9,10	川越市	<p>・農業地域及び森林地域における、三富地域の文言の修正又は削除をお願いしたい。</p> <p>(理由) 川越市は、中核市として周辺市町との地域的なまとまりを意識しながら、転入者を増やす取組や企業誘致などに力を入れていきたいと考えています。このような点も踏まえ、農業地域や森林地域の三富地域においても、「自然的土地利用への慎重な配慮の下で計画的に行う。」「自然的土地利用への慎重な配慮の下で都市的土地利用への転換を認めるものとする。」程度の表現にとどめて頂き、市町それぞれの考えにより、土地開発を行う余地を残したいと考えるため。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「また、三富地域における<u>落ち葉堆肥農法の継続のため</u>の平地林については、原則として都市的土地利用への転換は行わないものとする。」</p> <p>※三富地域の中でも、落ち葉堆肥農法を行っている地域について原則保全するということを明確にしています。</p>
6		10	白岡市	<p>「自然的土地利用への慎重な配慮の下で計画的に行うものとし、」の「慎重な配慮」とは具体的にどのようなことを想定しているのか？</p> <p>(理由) 土地利用の誘導に当たり、具体的に「慎重な配慮」とは何かをご教示いただきたい。</p>	<p>第5次埼玉県国土利用計画では、「人と自然が調和する県土利用の観点から」、「生活環境と自然環境が調和する関係を作り出す」ことを定めています。この考え方を踏まえ、「自然的土地利用への慎重な配慮」を行う旨を記載しています。</p>
7	1 第1土地利用の基本方向を踏まえた調整方針 (2)工業・流通業務施設の立地誘導	13	上尾市	<p>① p.13「第1 土地利用の基本方向」を踏まえた調整方針」の「(2)工業・流通業務施設の立地」 「…また、原則として、農用地区域である農業地域、保安林である森林地域、自然公園地域及び自然保全地域を縮小する土地利用転換は行わないよう調整する。」</p> <p>② 2 重複地域別調整方針 (1)都市地域と農業地域が重複している地域</p> <p>①と②の記載は、別の運用を想定して分けて記載しているものと解してよいか確認したい。</p> <p>(理由) イ市街化調整区域又は非線引き都市計画区域のうち用途地域が定められていない区域である都市地域と農用地区域以外の農業地域が重複している場合</p> <p>集団優良農地については、原則として農業地域の縮小や都市的土地利用は行わないものとする。その他の農地についても、農用地区域と一体として農業の振興を図る土地であるので、できる限り農業地域の縮小や都市的土地利用は行わないものとする。農地以外の土地については、土地利用の現況に留意して、周辺の農用地区域など農業上の利用との調整を図りながら、農業地域の縮小や都市的土地利用を認めるものとする。</p> <p>上記の記載が「工業・流通業務施設の立地について」の場合が含まれていないものか確認したいため。</p>	<p>どちらも農用地区域である農業地域については、原則土地利用転換を行わない旨を記載しており、別の運用を想定しているものではございません。</p>

その他記載内容に関する意見 3/3

No.	該当箇所	頁	市町村	意見・理由	意見に対する回答
8	1 第1 土地利用の基本方向」を踏まえた調整方針 (2) 工業・流通業務施設の立地誘導	13	桶川市	<p>市街化調整区域の内、農用地区域である農業地域に工業・流通業務施設の立地を誘導する場合、都市計画と農林漁業との調整措置が完了した地区について、土地利用転換を行うことはやむを得ないとする記述を追加していただきたいと考えております。</p> <p><理由> 現在本市では、「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針」及び「桶川市第六次総合計画」に基づき、広域交通網の結節点としての地の利をいかし、産業系土地利用の誘導や観光まちづくりの推進による交流や地域の活性化など、幅広い産業振興を図るため、首都圏中央連絡自動車道 桶川北本インターチェンジ周辺の農用地区域において、産業基盤整備を計画し、農林調整を実施しています。そのため、以下の下線部の記述を追加していただきたいと考えております。</p> <p><修正案> ※以下の下線部 (2) 工業・流通業務施設の立地について ～略～ これが難しく市街化調整区域に立地を誘導する場合は、市街化区域に隣接する地域又は高速道路インターチェンジや主要幹線道路周辺の地域とし、市街化区域への編入を基本とする。また、原則として、農用地区域である農業地域、保安林である森林地域、自然公園地域及び自然保全地域を縮小する土地利用転換は行わないよう調整する。なお、都市計画と農林漁業との調整措置を踏まえ、農林漁業との健全な調和を図りつつ市街地の発展動向、当該地の地形、自然条件、交通状況、防災機能の確保などに配慮されたものについてはこの限りではない。</p>	<p>国土利用計画法では、「土地利用基本計画に即して各個別法において土地利用規制その他の措置を講ずること」が規定されているため、個別法における都市計画と農林漁業との調整措置については、本計画の方針に即して行う必要があります。 原案どおりとさせていただきます。</p>

文言・表現に関する意見 1/3

No.	該当箇所	頁	市町村	意見・理由	意見に対する回答	
1	(1)人口減少による社会状況の変化	2	入間市	【原案】 令和12年まで世帯数は 【修正案】 令和12年まで、世帯数は ※読点の追加	御意見のとおり修正します。 なお、他の表現に合わせ「 令和12年頃 」に修正します。	
2				【原案】 ピークを向かえる予測 【修正案】 ピークを 迎える 予測 ※誤字の修正		
3			本庄市	誤字の修正を要す。「世帯数については令和7年にピークを 迎える 予測となっている。」		
4			熊谷市	「令和7年」を「令和7年から令和12年にかけて」とした方がよい。 また、「向かえる」を「迎える」とした方がよい。 (理由) グラフを見ると、「世帯数のピーク」は令和7年だけでなく、令和12年も同値となっているため。		
5	(2)災害の激甚化・頻発化	2	久喜市	【原案】 発生頻度は約2倍 【修正案】 発生頻度 が 約2倍 ※誤字の修正	第5次埼玉県国土利用計画の記載に合わせ、以下のとおり修正します。 「 台風などによる時間雨量50mmを超える降雨の回数は、年々増加傾向にあり、排水施設の能力を超える豪雨による河川の氾濫や街中で内水氾濫など大きな被害が発生している。 」	
6			熊谷市	「回数」と「発生頻度」、同じ意味の言葉が重複している。 (修正案) 時間雨量50mmを超える降雨の発生頻度は、平成8年から平成28年までの20年間で約2倍に増加するなど、自然災害が激甚化・頻発化している。		
7	(3)都市化の進展と気候変動・自然環境	3	久喜市	【原案】 カーボンニュートラルや生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の考え方など 原案の場合、「カーボンニュートラルや生物多様性の損失を止め、反転させる」という文章が、全て「ネイチャーポジティブ」という単語の説明をしているように読めてしまいます。 原因は、 ①「カーボンニュートラル」という単語と、ネイチャーポジティブの説明文章「生物多様性の…」が、「や」で接続されており、両者が繋がっているような印象を受けること ②「ネイチャーポジティブ」という単語には直前に用語の説明が記載されている一方で、「カーボンニュートラル」には用語の説明がなされていないこと などが考えられます。 もっとも、「ネイチャーポジティブ」については、用語の解説ページに説明が記載されているため、このページにおいて「生物多様性の…」という説明をする必要は乏しいのではないのでしょうか。 【修正案】 案①「カーボンニュートラル」や、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の考え方など 案②カーボンニュートラルやネイチャーポジティブの考え方など	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「 …カーボンニュートラルやネイチャーポジティブの考え方など、長期的な視点に立ち、… 」	
8	2 方針 県土利用の基本	(1)計画的かつ有効な県土利用	3	久喜市	【原案】 一方、空間的余裕を生み出す側面もあることから 原案の場合、主語が欠落しているため、何が空間的余裕を生み出すのか理解しづらいと感じます。 【修正案】 一方、こうした未利用地は空間的余裕を生み出す側面もあることから、	御意見及び第5次埼玉県国土利用計画を踏まえ、以下のとおり修正します。 「 人口減少と社会経済状況の変化に伴い、開発圧力の低下により未利用地の増加をもたらす 一方、空間的余裕を生み出す側面もあることから、」

文言・表現に関する意見 2/3

No.	該当箇所	頁	市町村	意見・理由	意見に対する回答
9	—	4	久喜市	【原案】 必要があるもの 【修正案】 必要がある地域 (理由)他の3地域の表現と統一させるため	御意見のとおり修正します。
10	(1)都市地域	6	八潮市	未利用地や空き家については、防災倉庫やオープンスペース等の整備を推進するとの記載があるが、空き家にはなじまないため空き家を削除したほうが良いと考える。 【現行】特に、未利用地や空き家については、 【修正案】特に、未利用地については、	御意見のとおり修正します。
11			久喜市	【原案】 原則として市街化を抑制 【修正案】市街化を抑制 (理由)都市計画法第7条第3項には「原則として」という文言はないため	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「市街化を抑制すべき区域であり、原則として農地をはじめ、樹林地、水辺地などの緑地の保全、回復、創造を図る。」
12	(5)自然保全地域	8	杉戸町	「恵沢」はあまり聞きなれない言葉なので、他の言い方のほうが伝わるのではないのでしょうか。 類義語には、便宜・厚生・便益・恩恵 他 といったものがあるようですが	この部分は、埼玉県自然環境保全条例と同様の表記にしているところですが、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであり、また、生物多様性の確保等に必要であることから、広く県民が、 自然の恵み を享受するとともに、将来の県民に、自然環境を継承することができるよう積極的に保全を図るものとする。」 (参考)埼玉県自然環境保全条例 第一条 この条例は、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、 広く県民が自然環境の恵み を享受するとともに、将来の県民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
13	4 ゾーン別の土地利用の原則 (2)圏央道ゾーン	10	久喜市	【原案】①水害などに対する防災機能の向上を図るなど、②災害リスクの低い土地への誘導又は③計画的かつ適切な土地利用を図る。 ■①について 「図るなど」の「など」は、直後に続く内容の例示を挙げるため、又は直後の目的を達する手段を提示するために使用していると考えられますが、「防災機能の向上を図る」ことは、②や③の例示、手段とはいえないと考えます。「など」を「ほか」に修正してはいかがでしょうか。 ■②について 災害リスクの低い土地へ「何」を誘導するもののでしょうか。対象を記載しなければ意味が伝わらないと考えます。	①について 御意見のとおり、②の誘導及び③の土地利用を図る理由なので、以下のとおり修正します。 「水害などに対する防災機能の向上を図る ため 、…」 ②について、 「また、水害…」以下の文章は、前文を受けていますので、「住宅及び都市機能増進施設」が対象です。
14	1 土地利用基本計画の推進体制 (3)埼玉県国土利用計画審議会の意見聴取	17	杉戸町	「大所高所」はあまり聞きなれない言葉なので、他の言い方のほうが伝わるのではないのでしょうか。 類義語には、広い視野から・全体を見て・広い観点から・大局的見地から 他 といったものがあるようですが	当項目の詳細な説明は不要と判断し、「大所高所」を含む部分を以下のとおり修正します。 「五地域区分の変更など土地利用転換を行う場合には、事前に審議会への意見聴取を行うなど、土地利用基本計画を適切に運用していくものとする。」

文言・表現に関する意見 3/3

No.	該当	頁	項目	市町村	意見・理由	意見に対する回答
15	用語の解説	21	Eco-DRR(えこでいあーるあーる) ➡(えこでいあーるあーる)	桶川市	誤字の修正	御意見のとおり修正します。
16			温室効果ガス	久喜市	【原案】7種類 【修正案】7種類 (理由) 余分なスペースを削除	御意見のとおり修正します。
17		減災	【原案】取り組み 【修正案】取組 (理由) 他のページと統一		御意見のとおり修正します。	
18		県土利用	【原案】をいう側面 【修正案】という側面 (理由) 誤字の修正		御意見のとおり修正します。	
19		22	荒廃農地		①「耕作に供されておらず」と「耕作の放棄」は同じ意味ではないでしょうか。 ②「荒廃農地」の用語説明をするのであれば、「荒廃」という言葉の説明も必要ではないでしょうか。	「荒廃農地」の定義については、令和6年4月に農林水産省が発表した「荒廃農地の現状と対策」と同様の定義にしております。 ①「耕作に供されておらず」とは農地として使われていない状態であること、「耕作の放棄」とは耕作する意思がないこととして使用しております。 ②「荒廃農地」という一体の言葉として広く使われているため、原案どおりとさせていただきます。
20		23	埼玉版スーパー・シティプロジェクト		【原案】踏まえた 【修正案】兼ね備えた	御意見のとおり修正します。
21		自然環境	「…構成され微妙な系として…」の意味が読み取れません。		御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「日光、大気、水、土、生物などがそれぞれ微妙なバランスの下、県土に潜在的に存在している自然の事物や状況をいう。」	
22		24	所有者不明土地		【原案】(2行目)具体的には、 (4行目)は、その相続人 【修正案】(2行目)具体的には、 (4行目)は、その相続人 (理由) 「、」を「、」に修正	御意見のとおり修正します。
23		人口	【原案】さす 【修正案】指す (理由) 他のページも同様に修正が必要と考えます。		御意見のとおり修正します。	
24		26	農地中間管理事業	【原案】行う事業 【修正案】行う事業。 (理由) 句点の追加	御意見のとおり修正します。	